

指定訪問看護・指定介護予防訪問看護 重要事項説明書

当事業所は、利用者に対して指定訪問看護・指定介護予防訪問看護サービスを提供するため、事業所の概要や提供されるサービス内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明いたします。

I. ツインズリハビリ訪問看護ステーションの概要

1. 訪問看護及び介護予防訪問看護サービスを提供する事業者について

名 称	株式会社 Twins family
代 表 者	代表取締役 辻中 勝
本社所在地 (連絡先)	大阪府茨木市沢良宜西一丁目7番6号 TEL : 072-657-0105 FAX : 072-657-0106

2. 訪問看護サービス提供事業所の所在地等

名 称	ツインズリハビリ訪問看護ステーション
所 在 地	大阪府茨木市沢良宜西一丁目7番6号 ロイヤルミサワ1F
管 理 者	室 時代
連 絡 先 (担 当 者)	TEL : 072-657-0105 (午前8時30分 ~ 午後5時30分) FAX : 072-657-0106 (24時間受付) 看護部門 : 室 時代 リハビリ部門 : 寺嶋 海
サービス提供地域	茨木市中部・南部、高槻市南部、吹田市北部、摂津市全域

※出張所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 ツインズリハビリ訪問看護ステーション総持寺出張所
- (2) 所在地 茨木市中総持寺町7丁目11番 カルム総持寺106号

3. 当事業所の職員体制 (2026年 1月1日 現在)

職 種	資 格	人 員
管理者/訪問看護師	看 護 師	1名
訪問看護師	看 護 師	10名以上
訪問看護師	准 看 護 師	名
訪問看護師	理学療法士	13名以上
訪問看護師	作業療法士	3名以上
訪問看護師	言語聴覚士	4名以上
事 務 員	—	4名以上

4. 営業日および営業時間

営 業 日	月曜日 ~ 土曜日、祝日
休 業 日	日曜日、8月13日~15日、12月30日~1月3日
営業時間	午前8時30分 ~ 午後5時30分

備考：土曜日・祝日はリハビリのみ定期営業、看護は土曜日・祝日は定期訪問ではなく、利用者様の要請により緊急訪問体制を整えております。

※上記の営業日、営業時間のほか、24時間連絡・緊急訪問が可能な体制です。

II. 事業所の運営方針

1. 訪問看護ステーションの看護師等は、利用者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持回復を図ると共に、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるよう支援します。
2. 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。
3. 事業の実施にあたっては、関係市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、地域の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。
4. 当ステーションは、健康保険法その他関係法令を遵守し、適正な指定訪問看護の運営を行います。また、利用者様の意思および人格を尊重し、公正中立な立場でサービスを提供します。
5. 当ステーションは、以下の行為を行いません。
 - ・特定の医療機関、居宅介護支援事業所、その他事業者へ利用者を不当に誘導すること
 - ・利用者紹介の対価として金品その他の利益の收受すること
 - ・利用者の紹介を目的として金品その他の利益を供与すること
 - ・金品供与、値引きその他経営上の利益により利用者を誘導すること

III. 提供するサービスと利用料

(介護予防を含む) 訪問看護サービスは、「介護予防居宅サービス計画」及び「居宅サービス計画」に沿って作成される「介護予防訪問看護計画」に基づいて提供します。なお、サービスの提供にあたっては、利用者が居宅においてその有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう配慮すると共に、大阪府下の市町村をはじめ関係機関、事業所との連携に努めます。

1. 提供するサービスの内容について

訪問看護 及び 介護予防訪問看護 サービスの内容	①健康状態の観察（血圧・体温・呼吸・脈拍） ②清潔についての指導・援助（清拭・洗髪・入浴介助） ③食事についての指導・援助 ④排泄についての指導・援助 ⑤褥瘡の予防 ⑥リハビリテーション ⑦ターミナルケア ⑧認知症患者の看護 ⑨本人や家族への療養相談・介護指導 ⑩服薬指導、服薬状況（残薬の状況を含む）の確認も含めて利用状況等の把握を行う。 ⑪医療器具等の管理 ⑫その他必要な療養上の世話
-----------------------------------	---

	<p>⑬訪問看護計画書の作成及び交付・利用者又はその家族への説明・利用者の希望、主治医の指示及び心身の状況を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成する為の具体的なサービス内容を記載</p> <p>⑭訪問看護計画書に基づく指定介護予防訪問看護及び指定訪問看護</p> <p>⑮訪問看護報告書の作成</p> <p>⑯特別な管理を必要とする利用者（その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるものに限る）に対して、（介護予防を含む）訪問看護の実施に関する計画的な管理</p>
--	--

～訪問看護ステーションにおける理学療法士等による訪問の見直し～

- ア) 理学療法士等が訪問看護を提供している利用者においては、利用者の状況や実施した看護（看護業務の一環としてのリハビリテーションを含む）の情報を看護職員と理学療法士等が共有するとともに、訪問看護計画書及び訪問看護報告書について、看護職員と理学療法士等が連携し作成することとします。
- イ) 訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成に当たり、訪問看護サービスの利用開始時や利用者の状態の変化などに合わせた定期的な看護職員による訪問により、利用者の様態について適切に評価を行うとともに、理学療法士等による訪問看護はその訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に、看護職員の代わりにさせる訪問であること等を利用者等に説明し、同意を得ることとします。

【別紙】

1. 要介護の利用料について
2. 介護予防の利用料について
3. 医療保険（精神科を含む）の利用料について

※厚生労働省が定める診療報酬改定、介護報酬改定に伴い、料金が変わります。

～利用料、その他の費用の請求および支払い方法について～

1) 利用料、その他の費用の請求

①利用料、その他の費用は利用者負担のあるサービス提供ごとに計算し、利用のあった月の合計金額により請求いたします。

②毎月ごとの利用料金等は、利用月の翌月10日以降に請求書をお渡しします。

2) 利用料、その他の費用の支払い

自己負担金は現金支払いまたは口座振替によりお支払いいただきますようお願いいたします。翌月の請求になります。

※上記の利用者1部自己負担金は、「法定代理受領(現物給付)」場合について記載しています。(予防)居宅サービス計画を作成しない場合など、「償還払い」となる場合には、いったん利用者が利用料(10割)を支払い、その後市町村に対して保険給付分(9割)を請求することになります。

※お支払いの際は、請求日から20日までにお支払い下さい。お支払いを確認し、領収書をお渡しします。再発行はできませんので、必ず保管をお願いいたします。

IV. 主治医による訪問看護指示書について

(介護予防) 訪問看護サービスを受けるにあたりましては、主治医による訪問看護指示書が必要となります。訪問看護指示書につきましては、以下の点についてご了承願います。

1. 主治医による訪問看護指示書の発行に際しましては指示書（手数）料が必要となります。
2. 主治医による訪問看護指示書には指示期間（1ヶ月～6ヶ月）があり、その期間は主治医により決められます。
3. 主治医による訪問看護指示書の更新手続きは、基本的には当事業所において行っています。ただし、更新に意思がなくその旨を申し出て頂ければいつでも中止が可能です。更新の意思がない場合は、指示期間満了の3週間前までに当事業所にお申し出下さい。
4. 主治医による訪問看護指示書は更新の都度、指示書（手数）料が発生し、負担して頂くことが必要となることがあります。

以上の内容に関しましては、医療機関により違いのある場合がありますので、ご不明なところ等がございましたら各医療機関にお問い合わせ下さい。

V. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	取締役	辻中 猛
-------------	-----	------

成年後見制度の利用を支援します。苦情解決体制を整備しています。従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。介護相談員を受入れます。サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

VI. 秘密の保持と個人情報の保護

1. サービスを提供する上で知り得た利用者家族の秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この義務は契約終了後も継続します。また、利用者の個人情報、家族情報はあらかじめ文書で同意を得ない限りサービス担当者会議等で用いません。書類等も注意を持って管理します。上記の規定にかかわらず、事業者は、高齢者の虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（いわゆる「高齢者虐待防止法」）に定める通報ができるものとし、その場合、事業者は秘密保持義務違反の責任を負わないものとします。

1) 利用目的

- ①介護保険における介護認定の申請及び更新、変更のため。
- ②利用者に関わる介護計画（ケアプラン）を立案し、円滑にサービスが提供されるために実施するサービス担当者会議での情報提供のため。
- ③医療機関、保健所、福祉事業者、介護支援専門員、介護サービス事業者、自治体（保険者）、その他社会福祉団体等との連絡調整のため。
- ④利用者が、医療サービスを希望している場合及び主治医等の意見を求める必要のある場合。
- ⑤利用者の利用する介護事業所内のカンファレンスのため。
- ⑥行政の開催する評価会議、サービス担当者会議。
- ⑦利用の有無、利用時の様子に関する家族等（三親等内）からの問い合わせの場合（但し、氏名・住所・続柄・電話番号を伺えた場合に限る）。

- ⑧その他サービス提供で必要な場合。
- ⑨上記各号に関わらず、緊急を要する時の連絡等の場合。

VII. キャンセル

1. 利用者がサービスの利用をキャンセルする際には、速やかに所定の連絡先までご連絡下さい。
2. サービス実施日の当日に正当な理由なくキャンセルの連絡が無い場合には、1 サービス提供あたりの料金の負担割合分を申し受けることになります。

VIII. 事故発生時の対応方法

当事業所が利用者に対して行うサービス提供にともなう事業者の責めに帰すべき事由により、事故が発生した場合には、速やかに利用者のご家族、市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者の生命、身体、財産等を傷つけた場合には、その責任の範囲において、利用者に対してその損害賠償を行います。事業者は、民間企業の提供する損害賠償責任保険に加入しています。前項規程の賠償に相当する可能性がある場合は、利用者又はご家族の方に当該保険の調査等の手続きにご協力頂く場合があります。

屋内・屋外対応時において、天災・悪天候・突発的な事象により、ご本人様が受傷されたりする可能性もございます。もちろん、担当看護師・療法士も危険予測を行い、周りの環境にも配慮致しますが、このような当事業所や担当者に原因のない事象に基づく結果につきましては、当事業所や担当者としての責任を負いかねますので、その点、ご理解の程宜しくお願い致します。

IX. 緊急時の対応方法及び連絡先

事業者は、（介護予防を含む）訪問看護の提供を行なっている時に利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は速やかに、主治医、救急隊、御家族、その他緊急連絡先及び居宅介護支援事業者などに連絡を取り、救急治療あるいは救急入院等に必要な措置を講じます。

X. 感染症対策の強化

介護サービス事業所に感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を義務付けます。

XI. 業務継続に向けた取組の強化

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、すべての介護サービス事業者を対象に、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を義務付けます。

XII. 虐待防止処置及び身体的拘束等の適正化の推進

利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めることを義務づけます。また、指定訪問看護の具体的取り扱い方針に身体的拘束等の原則禁止や、緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う場合における記録を義務付けます。

XIII. ハラスメント対策の強化

指定訪問看護事業所は適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものより従業員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じることとします。

サービス提供に関わる苦情・要望・相談などの窓口

ツインズリハビリ訪問看護ステーション

看護部門：室 時代（管理者） リハビリ部門：寺嶋 海（主任）

〒567-0868 大阪府茨木市沢良宜西一丁目7番6号 ロイヤルミサワ1F

T E L : 072-657-0105（午前8時30分～午後5時30分）

F A X : 072-657-0106（24時間受付）

茨木市 健康医療部 長寿介護課

茨木市駅前三丁目8番13号

茨木市役所本館2階（14番窓口）

T E L : 072-620-1639

高槻市 健康福祉部 介護保険課

高槻市桃園町2番1号

T E L : 072-674-7167

吹田市 福祉保健部 介護保険課

吹田市泉町一丁目3番40号

吹田市役所低層棟1階

T E L : 06-6384-2209

摂津市 保健福祉部 高齢介護課

大阪府摂津市三島一丁目1番1号

T E L : 06-6383-1379

※（介護予防を含む）訪問看護に関する相談、要望、苦情などはサービス提供担当者か、上記窓口までお申し出下さい。

サービスに当たっての留意事項

1. サービスの利用にあたっては、利用申込者又はその家族に対し、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ます。
2. 利用開始にあたっては、別に定める利用契約書に記載した事項を、当事業者と利用者の双方が確認を行い、その遵守に努めます。
3. 事業者は、正当な理由なくサービスの提供を拒むことはいたしません。
4. 災害その他やむを得ない事情がある場合を除き、サービス提供の実施を変更いたしません。
5. 利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は速やかに主治医に連絡をとり、その指示に従います。
6. 当事業所のサービス提供地域に暴風警報の発表のある場合、または訪問することに危険を伴う場合等（例、積雪による路面凍結時や大雨による見通しが悪い場合等）は訪問を休止させていただくことがあります。

(介護予防を含む)訪問看護サービスの提供開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

西暦 年 月 日

事業者 (名称) 株式会社 Twins family

(所在地) 大阪府茨木市沢良宜西一丁目7番6号

(代表者名) 代表取締役 辻中 勝

事業所 (名称) ツインズリハビリ訪問看護ステーション

(説明者) _____

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、(介護予防を含む)訪問看護サービスの提供開始に同意いたします。

利用者 (住所) 大阪府 _____

(氏名) _____

家族 (住所) _____

(代理人)

(氏名) _____